

蟹江町都市緑化推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく間接補助事業として、町民や事業者が行う優良な緑化事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する蟹江町都市緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、蟹江町補助金等交付要綱（昭和53年要綱第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 敷地等 町内の敷地又は建物をいう。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理するものを除く。
- (2) 既存集落 半径300メートルの円内に100戸以上の建築物がある箇所又は50戸以上の建築物が連たんしている箇所をいう。この場合において、建築物が連たんしている箇所とは、建築面積が30平方メートル以上の建築物が、その建築物の敷地間の距離が55メートル以内にある状態をいう。
- (3) 緑化施設 植栽、その他の緑化のための施設及び敷地内に保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。
- (4) 緑化面積 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ、ロ及びホの緑化施設の面積の算定方法により算出したものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落にある敷地等において、別表第1の事業区分に掲げる緑化事業で、かつ、別表第2に定める条件を満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 緑化工法又は緑化資材の営業を目的とした事業
- (2) 土地又は建物に定着していない移動可能なものに係る事業
- (3) 既にこの要綱の規定に基づく補助金の交付を受けたことのある範囲にお

ける事業

- (4) 他の補助金の対象となる事業
- (5) 移転補償によって行う緑化事業
- (6) 補助対象事業が、他の法令等による緑化義務の範囲内である事業

3 補助対象事業は、第7条に規定する補助金の交付決定の通知日以降に着手し、かつ、第11条に規定する日までに実績報告の手続きが完了するものでなければならない。

4 補助対象事業のうち、古木・銘木等の樹木単価又は大径木の運搬・植付等の植栽費用が極めて高額なものは、補助の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う予定である者であって、町税等の滞納をしていないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、蟹江町暴力団排除条例（平成23年蟹江町条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助対象者としなない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により算定した補助金の額が10万円未満（生垣設置にあつては、3万円未満）であるときは、これを交付しない。

3 町内の同一の敷地内において、別表第1に定める緑化事業を重複して行う場合の補助金の額は、別表第1に定める金額の合計金額とする。ただし、その合計金額が500万円を超える場合にあつては、500万円を限度額とする。

4 補助対象経費には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、次に掲げる補助対象者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて算定することができる。

- (1) 個人事業者ではない個人
- (2) 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない事業者

- (3) 免税事業者
- (4) 簡易課税事業者
- (5) 消費税法別表第3に掲げる法人
- (6) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、蟹江町都市緑化推進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業場所の位置図
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 都市緑化推進事業に対する承諾書（様式第4号）（申請者と事業を行う敷地等の所有者が異なる場合に限る。）
- (5) 事業内容を表した図面
- (6) 事業着手前の写真
- (7) 事業に要する経費の見積書
- (8) 町税の納税証明書（未納がないことを証するもの）
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 設置される緑化施設の管理をする予定の者（以下「管理予定者」という。）と補助申請者が同一でなければならない。ただし、管理予定者と補助申請者との間で、管理予定者が緑化施設の管理義務を負うことのできない場合がある場合は、この限りではない。

3 補助申請者は、補助申請者と補助対象事業により設置される緑化施設の存する敷地等の所有者が異なる場合は、当該敷地等の所有者の承諾を得なければならない。

（交付決定）

第7条 町長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、蟹江町都市緑化推進事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第5号）により補助申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、蟹江町都市緑化推進事業変更承認申請書(様式第6号)に変更内容を記載した書類を添えて、あらかじめ町長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第9条 町長は、前条の変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、蟹江町都市緑化推進事業変更承認通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の交付額は、第7条の規定により通知した交付決定額を限度とする。

(事業の廃止)

第10条 補助事業者は、補助対象事業を廃止しようとするときは、蟹江町都市緑化推進事業廃止届(様式第8号)を遅滞なく町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、蟹江町都市緑化推進事業実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第10号)
- (2) 事業の実施状況及び完了後の写真
- (3) 事業に係る図面(平面図及び緑化構造図等)
- (4) 事業に要した経費の領収書の写し又はそれに類するもの
- (5) 収支決算書(様式第11号)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第12条 町長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、蟹江町都市緑化推進事業補助金確定通知書(様式第12号)により通

知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた者は、速やかに蟹江町都市緑化推進事業補助金請求書(様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

(表示板の設置)

第14条 補助事業者は、あいち森と緑づくり税を活用した事業により緑化事業を実施した旨の表示板(様式第14号)を補助対象事業施工箇所に設置しなければならない。

(緑化施設の維持管理)

第15条 補助事業者は、事業完了後においても、補助対象事業により設置された緑化施設の適正な維持管理に努めなければならない。

(現況確認)

第16条 町長は、必要があると認める場合は、補助事業者に対し、蟹江町都市緑化推進事業補助対象緑化施設現況報告書(様式第15号。以下「現況報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の現況の報告を求めることができる。

- (1) 事業場所の位置図
- (2) 事業に係る図面(平面図及び緑化構造図等)
- (3) 現況写真

(交付決定の取消し)

第17条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付した金額の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。
- (3) 補助対象事業により設置された緑化施設を破壊し、若しくは除去し、又は緑化施設以外の用途に転用したとき。
- (4) 警察署からの通報又は警察署への照会等により、暴力団若しくは暴力団員又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

(5) 前条の規定による現況確認又は現況報告書の提出を、正当な理由なく拒んだとき。

2 補助事業者が、補助金の交付を受けた緑化施設を避けがたい特別な事由により除却せざるをえないときは、町長は、その交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、当該事業により取得した財産を、町長の承認を受けな
いで処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭
和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずると認められ
る期間を経過した場合は、この限りではない。

2 町長は、補助事業者が承認を得て財産を処分したことにより収入を得たと
きは、その交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

事業区分	対象規模	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
屋上緑化 壁面緑化	緑化対象面積の合計が50平方メートル以上	1 緑化工事費のうち、植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む。）、 ^{かん} 灌水施設、園路整備に要する経費。ただし、植栽については、植栽した個体の育成期間が1年から2年程度しか見込めないものは除く。 2 第14条の表示板の設置に係る経費	補助対象経費の2分の1	緑化面積1平方メートルあたり3万円を乗じて得た額。ただし、500万円を上限とする。
駐車場緑化				緑化面積に1平方メートルあたり2万円を乗じて得た額。ただし、500万円を上限とする。
空地緑化				緑化面積に1平方メートルあたり1万5千円を乗じて得た額。ただし、500万円を上限とする。
生垣設置	延長が15メートル以上のもの	1 生垣設置に要する経費。ただし、植栽については、植栽した個体の育成期間が1年から2年程度しか見込めない		生垣の延長に1メートルあたり5千円を乗じて得た額。ただし、500万円を上限とする。

		ものは除く。 2 第14条の表 示板の設置に 係る経費		
--	--	--------------------------------------	--	--

別表第2（第3条関係）

緑化事業	評価規準	要件
屋上緑化 壁面緑化 駐車場緑化 空地緑化	右記要件のいずれかを満たすこと。	1 道路から眺望できること。 2 不特定の人が立ち入ってみることができること。 3 管理者等の了承のもと、必要に応じてみることができること。
生垣設置	右記要件のすべてを満たすこと。	1 生垣の接道（公道及び町長がこれに準ずると認める道路に接することをいう。）延長が設置する生垣の全体延長の50パーセント以上であること。 2 樹木の高さが宅地面から0.6メートル以上であること。 3 延長1メートルあたり2本以上植栽すること。